

# 9月NEWS

## (1) 自動車税について

来年4月1日に実施予定の消費税増税はどうか。その最終決定の時期が近づいています。

8月12日に発表された4~6月期のGDP速報値の改定値は9月9日に公表されますが、安倍晋三首相はそれを見て、「集中点検会合」の意見を参考に10月中旬の臨時国会開会前には最終判断をするのではないかと、思われています。

増税は消費税だけではありません。政府は、2015年に廃止される自動車取得税の代替財源として、軽自動車税を増税する検討を始めました。普通車の自動車税より低い軽自動車税は、米国から「不公平」と指摘され、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉でも焦点の一つになっています。

軽自動車や普通車を取得する際に支払う自動車取得税は、「消費税との二重課税」(自動車メーカー)との批判がありました。そうした中、自民党と公明党が年初に取り纏めた「2013年度税制改正大綱」によると、「2014年4月に消費税を8%とした段階で新車購入時にかかる自動車取得税を軽減し、2015年10月に消費税10%とした段階で廃止すると共に自動車税の中で環境性能等に応じた課税を実施する」としています。経済産業省は8月27日に、H26年度税制改正要望で、来年4月に消費税率が8%に増税された際の自動車取得税の税率を、現行の5%から2%に引き下げるよう求めましたので、消費税8%の間に於いても、自動車取得税が軽減(5%→2%?)される為、消費税率増額による影響はほぼなく、2015年10月に消費税が10%になっても「自動車取得税(5%)」が廃止されれば、影響はほぼないこととなります。

一方、軽自動車の所有者に毎年かかる軽自動車税の税額は7,200円であり、普通車にかかる自動車税(排気量ごとに2万9,500円から11万1,000円)に比べて、低額に抑えられています。

廃止予定の自動車取得税は、地方自治体の財源になる地方税で、税収は年間約1,900億円。また、軽自動車税も地方税で、税収は年間約1,900億円です。単純に、取得税の減収分を穴埋めすれば軽自動車税は倍になる計算です。総務省は今秋、有識者検討会を開いて方針を決め、与党の税制調査会に提案する方針です。

また、課税撤廃の本命だった「自動車重量税」については「道路の維持管理・更新の為の財源として位置付け、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う」として、結果的に今回は廃止が見送られました。

なお、現在実施中の「新エコカー減税」による重量税減免適用期間は2015年4月30日までとなっております。

## (2) 9月の主な税務

期 限	内 容
9月10日	8月分源泉所得税（但し源泉所得税の納税の特例を受けている場合は1月と7月の年2回納付となるため、今月の納付はありません）
9月10日	住民税の特別徴収税額の納付（但し住民税の納期の特例を受けている場合は年2回（6月と12月）に納付となるため、今月の納付はありません）
9月30日	7月決算法人の確定申告
9月30日	4月、7月、10月、1月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
9月30日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
9月30日	1月決算法人の中間申告の半期分
9月30日	消費税の年税額が400万超の10月・1月・4月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
9月30日	消費税の年税額が4,800万超の5,6月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

## (3) スタッフの一言

猛暑が続き、水不足が懸念されている地域があるかと思えば、一方ゲリラ豪雨による水害に悩まされている地域があり、異常気象がいろいろな影響を及ぼしています。防災意識を高めて、不測の事態に備えましょう！

山口